

令和8年度 台湾台中市の高級スーパー「裕毛屋」での鳥取県物産展 出展募集要領

鳥取県が友好交流を進めている台湾台中市にある高級スーパー「裕毛屋」で、今回で11回目となる「鳥取県物産展」を開催します。ついては、本物産展への出品商品を募集するとともに、裕毛屋を運営する㈱裕源との商談会を開催しますので、奮って御参加ください。

過去に提案・取扱のある商品も、改めて商品提案書の提出が必要ですので、ご留意願います。

《ポイント》

- 商品は原則買取り
- 取引は㈱裕源（裕毛屋の日本グループ企業（本社：神奈川県））が行いますので、輸出が初めての方も安心（決済は日本円、納品先は神奈川県、輸出手続きは㈱裕源が実施）
- 物産展会場で販売促進活動を実施する場合は、台湾までの旅費・宿泊費等は自己負担ですが、県の支援事業（補助率1/2以内）が活用可能です。 ※渡航は任意

1 物産展の概要

- (1) **開催時期** 令和8年10月30日（金）～11月1日（日）
- (2) **開催場所** 裕毛屋生鮮スーパー公益店（台中市西区公益路150号 電話：+886-4-23216360）
※台湾中部の台中市で高級スーパーを1店舗展開。日本食品を多く扱い、日本の自治体の物産展を積極的に開催しております。

2 バイヤー商談会の概要

- (1) **開催日時** 令和8年6月10日（水）
- (2) **開催場所** 県東部又は西部 ※参加状況を見て決定します。オンライン商談も可能です。
- (3) **バイヤー** 株式会社裕源 購買担当1～2名（予定）
※裕毛屋で取り扱う日本製品は日本のグループ企業である㈱裕源（本社：神奈川県厚木市）を通じて台湾へ輸入されています。
- (4) **商談時間** 1社あたりの時間は20分程度の予定ですが、応募多数の場合は㈱裕源と相談の上、出展事業者を選定（過去に商談していない新商品を優先）又は時間を短縮して対応させていただきますので、あらかじめご了承ください。

3 募集内容

- (1) **募集期間** **令和8年4月24日（金）** 〆切
- (2) **応募資格** 鳥取県内に本社又は営業所などを有する企業、団体及び生産者等
- (3) **対象商品** 食品売場での販売に適した食品、惣菜など並びに業務用食材
例：青果物、牛肉、水産加工品、菓子、酒類、調味料、飲料、その他加工食品など
※裕毛屋は「医食同源」を掲げ、「安心・安全・健康・自然」を訴求しており、日本各地の意欲ある生産者の商品を取り扱っています。

(注意事項)

- ・加工品は原則として賞味期限が4か月以上のものとします。これより短い場合は別途ご相談ください。
 - ・商品の採否は、台湾側の食品添加物規制等、各種条件を確認の上、最終決定します。
 - ・台湾側が定めるラベル表示や栄養成分表示のルールにより、商品によっては成分表示対応のための検査、放射能検査、衛生証明書取得等を実施いただく必要があります。
- (参考) JETRO 日本からの輸出に関する制度/台湾

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/tw/foods/exportguide/>

(4) 出展条件

- ①日本から台湾へ輸出可能な商品であること。
- ②鳥取県物産展での販売に適した商品であること。
- ③現地での販売方法に同意いただけること。(現地販売価格は店舗側が設定します。)
- ④冷凍品及び冷蔵品については、(株)裕源が指定する商品ラベル及びケースマークを各商品に貼付できること。
- ⑤「食パラダイス鳥取県」輸出促進活動支援事業費補助金を活用するなどして、積極的に会場
で販売促進活動を行い、マーケティングの機会としてください。※渡航は任意です
(参考)「食パラダイス鳥取県」輸出促進活動支援事業費補助金の概要
<http://www.pref.tottori.lg.jp/237651.htm>

(5) 取引条件

- ①原則として買取り方式となります。買取り条件は株式会社裕源との商談により決定していただきます。
- ②商品は株式会社裕源が指定する日本国内(神奈川県)の倉庫に納品する国内取引となりますので、見積価格は出荷時価格と指定倉庫への送料の合計となります。

4 選考方法

商品提案書及び商談会(6/10開催)での商談により、(株)裕源が出展商品の選考を行います。

5 出展費用等

(1) 出展者が負担する費用

- ①商品の輸出に必要な準備費用(成分表示対応のための検査費用等)
- ②商談会への参加費用(通信費、サンプル提供)
- ③物産展参加費用(渡航費、保険代、宿泊費、現地移動費等)(現地への渡航は任意)
※裕毛屋から事業者様へ裕毛屋寮(3LDK 居室 4室)の無償利用と寮～店舗間の送迎を提案
頂いています。ご希望の事業者様は裕源担当者にお申し出ください。
- ④会場での販売促進経費(独自POP作成等)(お客様向けのPOP類は裕毛屋が作成します)
- ⑤標準什器以外の什器等の手配費用(IHヒーター、独自装飾等)(通常調理器具は貸与可)
※詳細は商談会でご確認ください。

(2) 鳥取県が負担する費用

- ①商談会の実施に要する費用
- ②会場での必要最小限の通訳手配
- ③会場での販売促進経費(会場装飾、のぼり、パンフレット)

6 開催までのスケジュール

令和8年4月24日(金)	出展事業者募集締切
～5月27日(水)	商談場所・スケジュール決定連絡
<u>6月10日(水)</u>	<u>バイヤー商談会</u> (追加必要な商品サンプル発送)(送り先:裕源)
7月～	出展事業者、商品、数量の決定 各商品の輸入可否を確認後に順次発注 ⇒商品発送(指定期日に指定保税倉庫着)⇒輸出 (物産展開催までに通関完了とする為に9月初旬を予定) 7月末めどに渡航とりまとめ
10月30日(金)～11月1日(日)	物産展開催

7 注意事項

- (1) 販売スペースの配置は、裕毛屋が決定します。
- (2) 本物産展は、海外市場開拓に取り組む意欲のある企業の皆様に、商品のPR及び実践的な市場調査の機会としていただきたいと考えておりますので、販売促進等に積極的に取り組んでいただくようお願いいたします。
- (3) 鳥取県は、商品及び資材などに生じた盗難、紛失、破損や出展事業者が展示ブースを使用することにより発生した人的災害など、あらゆる原因から生ずる損失又は損害について一切の責任を負わないものとします。
- (4) 鳥取県は、鳥取県の責に帰すことができない事由による出展者とバイヤー等のトラブルについて、一切の責任を負わないものとします。
- (5) 鳥取県は、鳥取県の責に帰すことができない事由によって物産展が中止・中断された場合、これによって出展者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。
- (6) 物産展開催期間中は、裕毛屋及び鳥取県の指示に従っていただきます。

8 知的財産保護

鳥取県は出品商品等の知的財産に係るトラブルが発生した場合、一切責任を負いません。出展事業者は必要に応じて自己責任の下、事前に知的財産権の保護対策を行ってください。

9 その他

本要領に定めのない事項が発生した場合は、鳥取県と出展事業者が協議の上、決定します。

10 申込方法

出展申込書及び商品提案書（別紙様式）に必要事項を記入の上、電子メールでお申込みください。（商品提案書はエクセルデータのままご送付ください）。

11 (株)裕源からのメッセージ

裕毛屋開催物産展は単なる販売のみを目的とした活動に留まらず

- 1) 各県市の意欲ある事業者様と価値ある商品を国内外に情報発信
 - 2) 裕毛屋店頭プロモーション通じて新たな気付きを更なるご発展の意欲に
 - 3) セントラルキッチン視察・研修を通して絶えず改良・開発に挑戦する契機に
- を実践しています。お客様のご要望に応じて定番化することもございます。
この機会を活用頂けますことをご提案いたします。

12 商談会について

例年2日間で商談会・現地企業訪問を行ってききましたが、今年度は1日での開催になることから、商談の時間を多くとるために東西どちらかの空港に近い場所での開催を予定しています。

出展企業の所在地を見ながら決定しますので、遠方になった場合は事前にサンプルを送送いただき、当日オンライン商談もできるよう準備いたします。

【申込・問合せ先】

鳥取県商工労働部兼農林水産部市場開拓局 販路拡大・輸出促進課（担当：澤口）

住所：〒680-8570 鳥取市東町 1-220

電話：0857-26-7806 ファクシミリ：0857-21-0609

電子メール：hanro-yusyutsu@pref.tottori.lg.jp